

6.11 人と自然との触れ合いの活動の場

6.11.1 調査結果の概要

(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1) 文献その他の資料調査

使用した文献等は、以下のとおりである。

- ・「坂出緩衝緑地ホームページ OUTLINE 公園の概要 坂出緩衝緑地とは」
- ・「坂出市ホームページ 分類でさがす 観光情報 観光スポット 観光施設・公園 香風園」
- ・「坂出市観光ガイドマップ」

① 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

② 調査結果

調査対象地域における人と自然との触れ合いの活動の場の概要を表 6.11.1 に、その分布状況を図 6.11.1 に示す。

調査対象地域には、釣り場、公園合わせて 6 カ所が分布している。

対象事業実施区域の周辺は沿岸部（岸壁）であり、釣りを楽しむ人々の姿が見られる。

表 6.11.1 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

名称	区分	概要
東浦漁港周辺	釣り	瀬居島の北側・東側に漁港がある。
林田町周辺 舟溜まり		林田町周辺に舟溜まりがある。
東大浜緑地	公園	面積約 3 ヘクタールの緑地で、さぬき浜街道に沿って幅 50 メートル、延長 600 メートルにわたって整備されている。西大浜地区同様、公園内には、園路や芝生広場が整備されており、散策や憩いの場に利用されている。
西大浜緑地		面積約 6 ヘクタールの緑地で、さぬき浜街道に沿って幅 50 メートル、延長 1,200 メートルにわたって整備されている。公園内には、園路や芝生広場が整備されており、散策や憩いの場に利用されている。
香風園		明治 41 年から 43 年にかけて坂出市の旧家の別邸として築庭された。 時代も移り昭和 30 年に坂出市が買受け、広く市民に開放されるようになった。その後、老朽化とともに平成元年着工の鉄道高架事業により公園の一部が側道として整備されたことをきっかけに坂出駅周辺整備主要プロジェクトの一環として、平成 11 年から 2 カ年をかけて築庭当時の名園に復元、整備された。 この香風園は、江戸時代に多く造られた大名庭園と同じ様式の池泉回遊式（ちせんかいゆうしき）の日本庭園と多目的に利用できる芝生広場を中心とした洋風庭園が造られていて、和と洋、両方の文化を楽しむことができる。 この日本庭園は、明治中期・後期に県下においても各地に築庭されたが、ほぼ原形を維持して現在も残っているのは非常に珍しく、数多く植栽された木々とともに園路や灯籠、橋などが設けられ、園内を巡りながら情緒あふれる景色を鑑賞することができる。
五色台公園		坂出市と高松市にまたがり、北から順に紅峰、黄ノ峰、黒みね、青峰、白峰五つの連峰が瀬戸内海からいきなりそびえる溶岩台地。 ちょうど坂出と高松市境を縫うように、スカイラインが南北に走っていて、快適なドライブが楽しむことができる。また各地に設けられた展望台や休憩所では、瀬戸内海に浮かぶ緑の島々を眺めながら山の清涼な空気を満喫できる。

資料：東大浜緑地 坂出緩衝緑地 管理事務所「坂出緩衝緑地ホームページ OUTLINE 公園の概要 坂出緩衝緑地とは」(<http://bannosu5.com/outline/>) (平成 29 年 5 月 22 日確認) より作成
西大浜緑地 坂出緩衝緑地 管理事務所「坂出緩衝緑地ホームページ OUTLINE 公園の概要 坂出緩衝緑地とは」(<http://bannosu5.com/outline/>) (平成 29 年 5 月 22 日確認) より作成
香風園 坂出市「坂出市ホームページ 分類でさがす 観光情報 観光スポット 観光施設・公園 香風園」より作成



図 6.11.1 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の選定

「(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」で抽出した活動の場のうち、対象事業実施区域との距離、工事中及び供用時における資材等の搬出入に用いる車両の主要な交通ルートとの関係を考慮して、林田漁港を主要な人と自然との触れ合いの活動の場として選定した。

2) 現地調査

① 調査地点

現地調査は表 6.11.2 及び図 6.11.2 に示す 1 地点で実施した。

② 調査期間

令和元年 7 月 23 日（火）

③ 調査方法

利用特性（利用者数、利用形態等）、利用環境（アクセスルート、自然環境特性等）を現地で確認するとともに、利用者にヒアリング調査を実施した。

④ 調査結果

現地調査の結果、アンケートに回答した全ての人（9 人）が釣り場として利用していた。

利用時期は、周年と答える人が最も多く、利用時間帯からは、朝から夕方まで継続的に利用の実態があることが分かった。

また、回答者は全て香川県内に居住しており、この内 5 人が県道林田府中線（187 号）を経由し、4 人が大屋富築港宇多津線（186 号）を経由して林田漁港にてアクセスしていた。

表 6.11.2 調査地点（人と自然との触れ合いの活動の場の調査）

調査地点番号	調査地点名
No.1	林田漁港

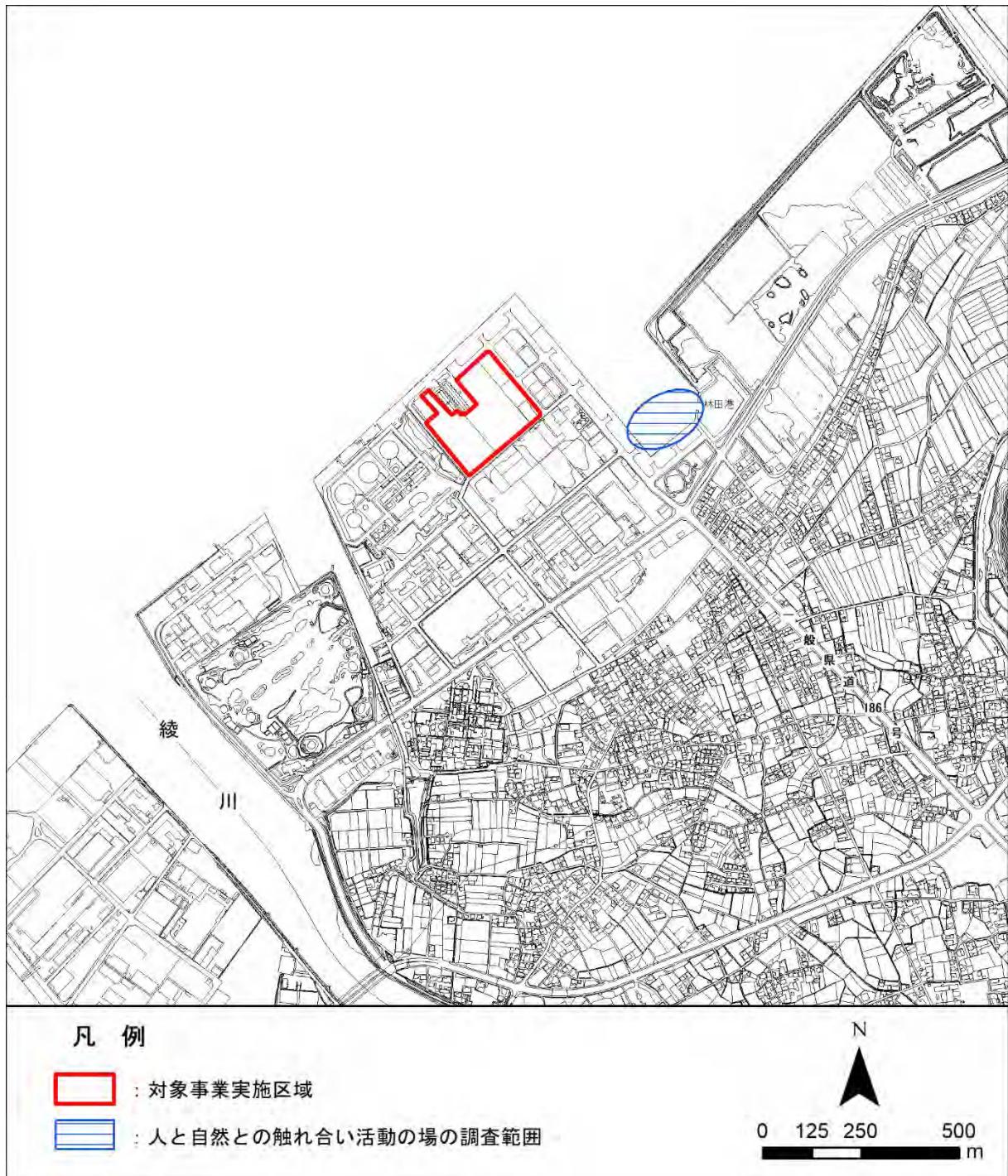


図 6.11.2 調査地点（人と自然との触れ合いの活動の場の調査）

6.11.2 予測及び評価の結果

(1) 工事の実施

1) 工事用資材等の搬出入

① 予測

A) 予測地域

工事用車両等の主要な交通ルート及びその周辺とした。

B) 予測地点

主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートを勘案して、1 地点 (St. 2) とした (図 6.1.14 (6.1-43 ページ) 参照)。

C) 予測対象時期

工事用車両等の交通量が最大になる時期とした。

D) 予測手法

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布及び利用特性等を把握した上で、工事用車両等及び燃料の輸送・定期点検時の車両の交通量の変化の程度を検討し、主要な人と自然との触れ合いの活動の場のアクセスへの影響を定性的に予測した。

E) 予測の結果

「6.1 大気質 6.1.1 硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質 (2) 予測及び評価の結果 1) 工事の実施 ① 工事用資材等の搬出入 A) 硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の予測 d) 予測手法 II) 予測条件」(6.1-48 ページ) から、予測地点における将来の往復交通量における工事関係車両の割合は 4.9% と少ないとから、これによる主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスへの影響は極めて小さいと考えられる。

② 評価の結果

A) 環境影響の回避・低減に係る評価

工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・蒸気タービンやボイラー等の大型機器は、できる限りメーカーの工場で組み立てて搬入することで、工事関係車両台数低減及び建設機械稼働時間を短縮する。
- ・工事に伴い発生する掘削土は、できる限り対象事業実施区域内で有効利用することにより、残土運搬車両台数を削減する。
- ・ボイラーやタービン等の大型機器類は、海上輸送により搬入することで搬入車両台数を減らす。

これらの環境保全措置を講じること、また往復交通量の車両の増加量が少ないとから、工事用資材等の搬出入による主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートへの影響は実行可能な範囲内で低減されていると評価する。

(2) 施設の供用

1) 施設の存在

① 予測

A) 予測地域

対象事業実施区域周辺とした。

B) 予測地点

予測地点は、対象事業実施区域及びその周辺とした。

C) 予測対象時期

発電所の運転が定常状態となる時期とした。

D) 予測手法

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布及び利用特性等を把握した上で、環境保全対策等を考慮し、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の取放水口の存在、取放水に伴う影響を定性的に予測した。

E) 予測の結果

施設の供用に伴う海水の取排水は行わないことから、これによる海域利用への影響は極めて小さいと考えられる。また、計画施設は坂出港の埋立地の倉庫や資材置き場として利用されていた用地を利用することから、対象事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は極めて小さいと考えられる。

② 評価の結果

A) 環境影響の回避・低減に係る評価

施設の存在に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・復水器の冷却方式は、水冷却方式ではなく、空気冷却方式とする。これによって温排水を排出しないことになり、温排水による海域への影響を回避する。
- ・ボイラーブロー水や純水設備再生排水は、中和処理等の適切な処理を実施し、水質汚濁防止法の排水基準に十分に適合した水質とした後、海域に排水する。
- ・表 2.7.7 に示す排水水質に関する諸元を自社の管理基準として設定し、排水に関して常時監視を行い、基準値を超過しないよう適切に監視・運用を行う。基準値を超過する恐れがある場合には、基準を超過しないよう適切な対応を行う。

これらの環境保全措置を講じること、計画施設は坂出港の埋立地の倉庫や資材置き場として利用されている用地を利用することから、対象事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は極めて小さいと評価する。

2) 燃料等の搬出入

① 予測

A) 予測地域

燃料の輸送ルート及びその周辺とした。

B) 予測地点

主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートを勘案して、1 地点 (St. 2) とした。

C) 予測対象時期

燃料の輸送が最大になる時期とした。

D) 予測手法

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布及び利用特性等を把握した上で、燃料の輸送に係る作業・ルートを検討し、主要な人と自然との触れ合いの活動の場のアクセスの影響を定性的に予測した。

E) 予測の結果

燃料の搬入は、関係者以外立ち入り禁止区域の岸壁で行うため、林田漁港の利用者への影響はない。

② 評価の結果

A) 環境影響の回避・低減に係る評価

燃料の搬入に伴う主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響はないと評価する。